

会社法第 794 条第 1 項に定める事前備置書類
(吸収分割に係る事前開示事項)

2024 年 11 月 1 日

東京瓦斯株式会社

2024年11月1日

吸収分割に係る事前開示事項

東京都港区海岸一丁目5番20号
東京瓦斯株式会社
代表執行役 笹山 晋一

東京瓦斯株式会社（以下「当社」といいます。）は、当社を吸収分割承継会社とし、株式会社ニジオ（以下「分割会社」といいます。）を吸収分割会社とする吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことにいたしました。

本吸収分割に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

当社は、本吸収分割に際して、分割会社に対して一切の対価の交付をいたしません。当社は、本吸収分割の効力発生時点において分割会社の全株式を所有していることから、当社はこれを相当であると判断いたしました。

3. 会社法第758条第8号に掲げる事項についての定め

該当事項はありません。

4. 会社法第758条第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 分割会社についての計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙2のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

(1) 自己株式の取得

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己の株式を取得することを決議し、以下のとおり実施しました。なお、2024年9月9日までの買付をもって、当該自己株式の取得について、取得を終了しました。

- | | |
|--------------|----------------------|
| ① 取得した株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得した株式の総数 | 11,558,300株 |
| ③ 株式の取得価額の総額 | 39,999,847,800円 |
| ④ 取得期間 | 2024年5月7日～2025年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

(2) 自己株式の消却

当社は、2024年9月25日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、下記のとおり、自己株式の消却することを決議し、以下のとおり実施しております。

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| ① 消却する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 消却する株式の総数 | 11,558,300株（消却前の発行済株式の総数に対する割合2.9%） |
| ③ 消却日 | 2024年10月18日 |

(3) 自己株式の取得

当社は、2024年10月30日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり、自己の株式を取得することを決議しました。

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| ① 取得する株式の種類 | 普通株式 |
| ② 取得し得る株式の総数 | 17百万株 上限とする、発行済株式総数に対する割合4.4% |
| ③ 株式の取得価格の総額 | 40,000百万円（上限とする） |
| ④ 取得する期間 | 2024年11月18日～2025年3月31日 |
| ⑤ 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

7. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当社の債務（会社法第799条第1項の規定により吸収分割について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

当社は、本吸収分割を行うにあたり、効力発生日以後における当社の債務の履行の見込みに関し、下記のとおり判断しました。

- (1) 当社の最終事業年度の末日（2024年3月31日）以降本日までの間、当社の債務の履行に支障を及ぼすような大幅な減収、多額の損失の発生等は生じておらず、効力発生日までに当社の資産及び負債の額が変動すること、及び本吸収分割により当社の資産及び負債の額が変動することを考慮しても効力発生日において当社の資産の額が負債の額を上回ることが見込まれています。
- (2) また、本吸収分割後の当社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。
- (3) 以上より、本吸収分割の効力発生日以後における当社の債務について、履行の見込みがあるものと判断します。

以上

別紙 1
吸収分割契約の内容

吸 収 分 割 契 約 書

東京瓦斯株式会社
株式会社ニジオ



吸収分割契約書

株式会社ニジオ（以下「分割会社」という。）と東京瓦斯株式会社（以下「承継会社」という。）は、分割会社の液化天然ガス調達事業、電力調達事業及び電力販売事業（以下「本件事業」という。）に関わる資産及び本件事業に関する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

分割会社は、吸収分割の方法により、本件事業に関して分割会社が有する第4条に定める権利義務を承継会社に承継させ、承継会社はこれを承継する。

第2条（当事会社の商号及び住所）

本件吸収分割の当事者は以下の通りとする。

- ① 吸収分割会社（分割会社）（商号）株式会社ニジオ
（住所）東京都港区海岸一丁目5番20号
- ② 吸収分割承継会社（承継会社）（商号）東京瓦斯株式会社
（住所）東京都港区海岸一丁目5番20号

第3条（効力発生日）

本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年1月1日とする。ただし、本件吸収分割の手続きの進行に応じて必要があるときは、分割会社及び承継会社の合意により、これを変更することができる。

第4条（本件吸収分割により承継する権利義務）

1. 承継会社は、本件吸収分割により、効力発生日の直前において分割会社に帰属する別紙承継権利義務明細表に記載の資産及び権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）の全部を分割会社より承継する。なお、承継対象権利義務のうち資産については、2024年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とした別紙承継権利義務明細表の金額に、効力発生日前日までの増減を加除して確定する。
2. 前項の規定にかかわらず、承継対象権利義務のうち、法令、条例等により本件吸収分割による承継ができないもの、及び本件吸収分割による承継に関し契約上の定めに基づき、重大な支障が生じ又は生じる可能性があるものについては、分割会社及び承継会社が協議の上合意することによりこれを承継対象から除外することができる。
3. 本条に基づき承継会社が分割会社から承継する債務に関しては、承継会社が免責的にこれを引き受ける。

第5条（本件吸収分割の対価）

承継会社は、本件吸収分割に際し、分割会社に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

第6条（承継会社の資本金及び準備金）

承継会社は、本件吸収分割において資本金及び準備金の額を増加しない。

第7条（分割承認決議）

1. 分割会社は、会社法第784条第1項の規定により、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件吸収分割を行う。

2. 承継会社は、会社法第796条第2項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本件吸収分割を行う。

第8条（競業禁止義務）

分割会社は、承継会社が承継する本件事業について、競業禁止義務を負わない。

第9条（会社財産の管理等）

分割会社は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって本件事業に係る業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、事前に承継会社の同意を得なければならない。

第10条（分割条件の変更及び本契約の解除）

分割会社及び承継会社は、本契約締結の日から効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、分割会社または承継会社の資産状態、経営状態に重大な変更が生じた場合、法令に定める関係諸官庁その他第三者の承認が得られなかった場合、また本件吸収分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本件吸収分割の目的の達成が困難となった場合には、あらかじめ分割会社及び承継会社が協議の上、本契約に定める条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に際し必要な事項は、分割会社及び承継会社が協議して定める。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2024年11月1日

分割会社：

東京都港区海岸一丁目5番20号

株式会社ニジオ

代表取締役 堀坂 研太郎



会社実印

承継会社：

東京都港区海岸一丁目5番20号

東京瓦斯株式会社

代表執行役 笹山 晋一



会社実印

承継権利義務明細表

1. 資産

(1) 流動資産

(単位：円)

項目	摘要	簿価 (2024年3月31日現在)
原材料	本件事業に属する原材料の一切	1,825,757,352 円
合計		1,825,757,352 円

(2) 固定資産

(単位：円)

項目	摘要	簿価 (2024年3月31日現在)
ソフトウェア	本件事業に属するソフトウェアの一切	87,826 円
ガス供給施設利用権	本件事業に属するガス供給施設利用権の一切	370,590,955 円
合計		370,678,781円

2. 雇用契約

承継会社は、本件事業に従事する従業員に係る雇用契約を承継しない。

3. その他の契約、権利義務

本件事業に関する契約一切

以 上



別紙 2

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

第 22 期

計 算 書 類

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

株式会社ニジオ

東京都港区海岸1丁目5番20号

1. 貸借対照表

(2024 年 3 月 31 日現在)

(単位：千円)

(資産の部)		(負債の部)	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	44,043,052	【流動負債】	15,530,827
売掛金	26,851,188	買掛金	9,844,241
原材料	1,825,757	未払金	33,803
親会社 CMS 短期貸付金	15,310,295	未払費用	3,176
未収入金	55,811	未払法人税等	2,702,867
【固定資産】	2,050,457	未払消費税等	2,946,337
【有形固定資産】	840,118	預り金	286
土地	563,570	未払事業所税	113
建設仮勘定	276,548		
【無形固定資産】	370,826		
電話加入権	147		
ソフトウェア	87		
ガス供給施設利用権	370,590	負債合計	15,530,827
【投資その他の資産】	839,513	(純資産の部)	
繰延税金資産	839,513	【株主資本】	30,562,683
		資本金	47,939
		資本剰余金	5,247
		資本準備金	5,247
		利益剰余金	30,509,496
		利益準備金	6,738
		その他利益剰余金	30,502,758
		繰越利益剰余金	30,502,758
		純資産合計	30,562,683
資産合計	46,093,510	負債及び純資産合計	46,093,510

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 損 益 計 算 書

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

科目	金額	
【売上高】		236,051,380
【売上原価】		221,949,435
売上総利益		14,101,945
【販売費及び一般管理費】		2,721,556
営業利益		11,380,388
【営業外収益】		
受取利息	9,355	
雑収入	8,665	18,021
経常利益		11,398,410
税引前当期純利益		11,398,410
法人税、住民税及び事業税		1,577,060
法人税等調整額		1,771,063
当期純利益		8,050,286

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 株主資本等変動計算書

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

(単位：千円)

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本 合計	
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計		
					繰越 利益剰余金			
当期首残高	47,939	5,247	5,247	6,738	22,452,472	22,459,210	22,512,397	22,512,397
当期変動額								
当期純利益					8,050,286	8,050,286	8,050,286	8,050,286
当期変動額合計	-	-	-	-	8,050,286	8,050,286	8,050,286	8,050,286
当期末残高	47,939	5,247	5,247	6,738	30,502,758	30,509,496	30,562,683	30,562,683

注. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産は移動平均法による原価法(貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により評価しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。

(3) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、主に電力の供給による販売であり、顧客である東京ガス株式会社及び出光興産株式会社との電力売買契約に基づいて、電力を引き渡す履行義務を負っております。顧客へ供給した電力量は、月末最終日の検針日において計量されるため、当検針結果に基づき、毎月収益を認識しております。

当社の東京ガス(株)に対する営業補償は受け取る営業補償の総額から支払う営業補償を控除した純額で収益を認識しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 会計上の見積もりに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した額

(千円)

	当事業年度
繰延税金資産	839,513
繰延税金負債	-

(2) 識別した項目に係る会計上の見積もりの内容に関する情報

繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積もりに依存するため、その見積もりの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

① 短期金銭債権	39,827,598 千円
② 短期金銭債務	6,202,920 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	213,255,073 千円
仕入高	181,708,839 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度末日における発行済株式の総数 普通株式 6,011 株

(2) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

配当金の総額	8,050,286 千円
配当の原資	利益剰余金
1 株当たりの配当額	1,339,259 円
基準日	2024 年 3 月 31 日
効力発生日	2024 年 6 月 30 日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、繰越欠損金、未払事業税であります。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金及びキャッシュ・マネジメント・システムに限定し、運用しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

売掛金、親会社 CMS 短期貸付金、未収入金、買掛金、未払金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	東京ガス(株)	被所有100%	電力の販売	電力の販売	213,255,073	売掛金	24,517,303
			原材料の購入	発電所稼働抑制に伴う営業補償	1,323,426 (注1)	売掛金	-
				原材料の購入	162,842,921	買掛金	4,344,365
				発電所稼働抑制に伴う営業補償	1,323,426 (注1)	買掛金	-
			基地の使用	基地使用料の支払	18,865,918	買掛金	1,823,391
			債務被保証	債務被保証(注2)	1,762,628	-	-
			資金の貸借	資金の貸付 貸付金利息	15,639,247 9,355	親会社 CMS 短期貸付金	15,310,295

(注1) 発電所稼働抑制に伴う営業補償は、代理人取引に関する収益認識として、受け取る営業補償の総額から支払う営業補償を控除した純額で収益を認識しております。

(注2) 発電所との電力供給契約において当社が発電所へ負う債務に対し、債務保証を受けており、取引金額は期末日時点の当社が発電所に負う買掛金残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(注) 取引条件は、市場実勢を勘案し、交渉の上で決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	(株)扇島パワー	-	電力の製造委託	電力の製造委託	10,562,930	買掛金	1,007,128
親会社の子会社	東京ガスネットワーク(株)	-	導管の使用	託送料の支払	3,350,364	買掛金	394,938

取引条件及び取引条件の決定方針

(注) 取引条件は、製造費用に一定の事業報酬を加算し、交渉の上で決定しております。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	5,084,459 円
1 株当たり当期純利益	1,339,259 円

11. 企業結合等に関する注記

(1) 会社分割

当社は、2023 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社のプルートプロジェクトからの液化天然ガス調達事業を東京ガス㈱に承継いたしました。

① 会社分割の概要

(a) 対象となる事業の名称及びその事業の内容

プルートプロジェクトからの液化天然ガス調達事業

(b) 事業分離日

2023 年 4 月 1 日

(c) 事業分離の法的形式

当社を吸収分割会社、東京ガス㈱を吸収分割承継会社とする吸収分割

(d) その他取引の概要に関する事項

東京ガスグループの発電事業における液化天然ガス調達事業を東京ガス㈱に集約することで、東京ガスグループの競争力強化と事業運営のさらなる効率化を目的としています。

② 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第 21 号 2019 年 1 月 16 日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第 10 号 2019 年 1 月 16 日)に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

第 22 期

附属明細書(計算書類関係)

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

株式会社ニジオ

東京都港区海岸1丁目5番20号

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位： 千円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	土地	-	563,570	-	-	563,570	-	563,570
	建設仮勘定	-	276,548	-	-	276,548	-	276,548
	計	-	840,118	-	-	840,118	-	840,118
無形 固定 資産	電話加入権	147	-	-	-	147		
	ソフトウェア	388	-	-	301	87		
	ガス供給施設利用権	407,928	-	-	37,337	370,590		
	計	408,464	-	-	37,638	370,826		

(注) 当期増加額の主な内訳

土地	大分県角子原の土地取得	563,570 千円
建設仮勘定	大分県角子原系統用蓄電システム建設工事	254,800 千円

2. 販売費及び一般管理費の明細

(単位： 千円)

科目	金額	摘要
役員報酬	16,644	
給料	38,590	
業務委託費	10,812	
旅費交通費	540	
通信費	104	
銀行手数料	226	
消耗品費	5	
諸会費	10	
支払手数料	4,574	
地代家賃	1,600	
保険料	70	
租税公課	2,604,618	
顧問料等	4,853	
寄付金	1,000	
減価償却費	37,638	
雑費	267	
合計	2,721,556	

第 22 期

事業報告

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

株式会社ニジオ

東京都港区海岸1丁目5番20号

事業報告

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当社は、2002 年 5 月 1 日に、東京ガス株式会社、および、シェルガスB. V. 出資のもと、長期的にガス購入契約が可能な超大口(発電事業等)の顧客向け天然ガス販売を目的として設立いたしました。しかし、事業環境の変化から、2007 年 7 月に東京ガス株式会社がシェルガスB. V. 保有の株式を全て取得し、2008 年 1 月から東京ガス株式会社の電力事業向け燃料供給会社としての事業活動を開始しました。

今期は、前期に比較し JEPX 価格低下に伴う電源差替や計画外停止などの影響に伴う電力販売量減や東京ガス平均 LNG 輸入価格低下などから、売上高は 236,051,380 千円となり、前期の 267,874,822 千円から減収となりました。

営業結果としては、売上高減を LNG・ガス使用量減や東京ガス平均 LNG 輸入価格低下などによる費用減が上回ったことなどにより営業利益は 11,380,388 千円、経常利益は 11,398,410 千円、当期純利益は 8,050,286 千円となり、前期の▲7,945,480 千円、経常損失は▲7,906,260 千円、当期純損失は▲5,584,665 千円から増益となりました。

(2)資金調達等についての状況

①資金調達

当期においては、東京ガス株式会社のグループ金融である CMS(キャッシュ・マネジメント・システム)による短期極度枠 100 億円の設定を受けておりますが、現在借入金はありません。

②設備投資

設備投資額は 840,118 千円。大分県角子原での系統用蓄電池事業に関するもので、主に用地取得費が大宗を占めました。

(3)直前3事業年度の財産及び損益の状況

期 別 区 分		第 19 期 2021 年 3 月 期	第 20 期 2022 年 3 月 期	第 21 期 2023 年 3 月 期	第 22 期 (当事業年度) 2024 年 3 月期
売 上 高	(千円)	166,977,299	167,550,354	267,874,822	236,051,380
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (▲)	(千円)	2,241,617	3,715,693	▲7,945,480	11,380,388
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (▲)	(千円)	2,257,280	3,803,341	▲7,906,260	11,398,410
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (▲)	(千円)	1,594,280	2,685,225	▲5,584,665	8,050,286
1 株当たり当期純利益又は 1 株当たり当期純損失(▲)	(円)	265,227	446,718	▲929,074	1,339,259
総 資 産	(千円)	52,484,438	54,770,992	48,877,002	46,093,510
純 資 産	(千円)	28,575,355	30,782,291	22,512,397	30,562,683
1 株 当 たり 純 資 産	(円)	4,753,843	5,120,993	3,745,200	5,084,459

(4)対処すべき課題

顧客のニーズに合致したサービスの開発・提供に取り組んでいく所存であります。

(5)当該事業年度の末日における主要な事業内容

当社は、現在、親会社である東京ガス株式会社と、出光興産株式会社への電力供給等を行うことを主要な事業内容としております。

(6)当該事業年度の末日における主要な営業所及び使用人の状況

①主要な営業所

本社：東京都港区海岸1丁目5番20号

②使用人の状況

使用人数 36 名(前事業年度末比 8 名増)

(7)重要な親会社等の状況

①親会社の状況

東京ガス株式会社が当社の親会社であり、当社の株式 6,011 株(100%)を保有しています。

②親会社との間の取引に関する事項

親会社との間の取引については、市場実勢等に鑑み適正な取引条件となるよう交渉の上で、電力の販売等の契約を締結しています。

当社の取締役会は、当該取引は妥当な取引条件のもと行われており、当社の利益を害することはないと判断しています。

③その他の重要な会社の状況

なし

2. 株式に関する事項

(1)発行可能株式総数 24,000 株

(2)発行済株式総数 6,011 株

(3)株主数 1 名

(4)大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
東京ガス株式会社	6,011 株	100%

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役および監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
堀坂 研太郎	代表取締役	東京ガス株式会社 最適化戦略部長
石坂 匡史	取締役	東京ガス株式会社 電力事業部長
鳥居 敦	取締役	東京ガス株式会社 電力事業部 電力企画グループマネージャー
新木 正一	取締役	東京ガス株式会社 エネルギー生産部 生産企画グループマネージャー
金子 功	監査役	

(2)取締役および監査役の報酬等の額

区分	人員	報酬等の額
取締役	4 名	12,444 千円
監査役	1 名	4,200 千円

4. 会計監査人

(1)会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2023年3月24日の取締役会において、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

当社の業務の適正を確保するため、取締役会は内部統制システムの整備に関する基本方針を定める。本方針に基づき、業務を執行する取締役は当社における内部統制システムを実効的に構築・運用する役割と責任を負う。

1. 当社の役員・使用人等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 東京ガス株式会社(以下、「東京ガス」という。)およびその子会社から成る企業集団(以下、「東京ガスグループ」という。)におけるコンプライアンス体制の基盤として定められた「私たちの行動基準」を遵守する。

(2) 継続的な啓発教育等によりコンプライアンス意識の醸成を図る。

(3) 東京ガスグループの内部通報・相談窓口を周知する。また、上記窓口を利用した者が、当該利用をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。

(4) 法令遵守、サイバーセキュリティの確保等を図る。

(5) 東京ガスのインサイダー取引防止および情報開示に関する定めに従い、該当する情報の取扱いの適法性・適正性・迅速性を確保する。

(6) 反社会的勢力の違法または不当な要求を毅然として拒否する等、「私たちの行動基準」に従い、適切な対応を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報等について、文書および電磁的記録の取り扱いを定め、適切かつ確実に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態とする。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 東京ガスの「リスク管理方針」等に従い、リスク管理体制を構築・運用する。また、東京ガスグループの経営に重大な損害を及ぼすおそれのある事項を発見した場合には、直ちに東京ガス執行役および同監査委員に報告する体制とする。

(2) 災害、製造供給支障その他不測の非常事態が発生した場合の体制整備・事業継続計画を定め、迅速かつ適切な対応を図る。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 法令、定款または「取締役会規則」に定められた事項等について、取締役会に適切に付議する。

(2) 業務執行に関する決定権限および職務分掌を定め、その責任と権限を明確化する。

5. 監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 当社の役員・使用人等は、法令に定めのある事項、監査役から報告を求められた事項等について、遅滞なく監査役へ報告する。また、上記の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないこととする。

(2) 監査役が、重要な会議へ出席し必要があると認めるときに適法性等の観点から意見を述べることを、および重要な情報を入手できることを保証する。

(3) 監査役が法令に基づき費用等の請求をした場合は、当該費用等を負担する。

(4) 監査役が、会計監査人、東京ガス監査委員会および同内部監査部門と連携することを含め、監査活動を実効的に実施できるよう措置を講じる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は前項に記載の「業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針」に基づいて、適切に内部統制システムが運用されていることを確認しています。当事業年度における主な運用状況は次の通りです。

① 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しています。調査の結果、問題点が判明した場合は、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

また、当社の取締役会は、取締役会開催の年間計画を策定し、取締役および監査役に通知を行っております。取締役会は、法令、定款、ならびに取締役会規則が定める取締役会付議事項を決議するとともに、代表取締役は、審議に必要な情報を整理して取締役会に提供し、業務執行を担当しない取締役の理解を得るために、取締役会規則の定めに従い、業務執行の状況を取締役会に報告しております。

② リスクマネジメント

リスク管理規則に基づき、業務執行に係る重要リスクを特定し、取締役会にて特定した重要リスクの見直しを実施しております。

第 22 期

附属明細書(事業報告関係)

(自 2023 年 4 月 1 日 至 2024 年 3 月 31 日)

株式会社ニジオ

東京都港区海岸1丁目5番20号

記載事項はありません。

監 査 報 告 書

2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、監査報告書を作成しましたので以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

また、内部統制システムについての取締役会決議に基づき整備されている当該体制の状況について検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかどうかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適切に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為および法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、特に指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月30日

株式会社ニジオ

監査役 金子 功



あずさ監査法人

独立監査人の監査報告書

株式会社ニジオ

第 22 期

自 2023 年 4 月 1 日
至 2024 年 3 月 31 日

有限責任 あずさ監査法人
2024年5月

本監査報告書(電子署名が付されているものを含む。)については、法令等に基づき利用する場合及び行政又は司法機関の命令若しくは要請等に応じる場合を除き、当監査法人が指定する事前の書面による承諾なく、Web掲載を含む転載等又は第三者に対して報告書等の全部若しくは一部を問わず開示、引用、要約、翻訳、言及若しくは配布してはならない。

独立監査人の監査報告書

2024 年 5 月 28 日

株式会社ニジオ
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 相 澤 尚 也
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニジオの2023年4月1日から2024年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上